

説明会での主なご意見やご質問

現在、車止めがあるため、車両は通り抜けることはできませんが、拡幅整備後は、車両の通行はどのようなのですか。

消防活動困難区域を解消するために、緊急車両が通行できる道路を整備することが第一優先です。一般車両の通行については、今後みなさんのご意見をうかがいながら決めていきます。

拡幅整備後は、沿道住民の車両も含め、緊急車両以外の車は通行できなくなるのですか。

緊急車両以外の車両の通行については未定です。大前提として現在の使われ方は維持し、拡幅後の使われ方は、みなさんのご意見や警察との協議の上、決めることになると思います。

拡幅後の道路の使われ方については、いつ頃決まるのですか。

みなさんと意見交換を行いながら、遅くとも、平成31年に予定している道路設計までには決める予定です。

拡幅後は、電柱は地中化されるのですか。地中化した方が、道路が広く有効的に使うことができるのではないのでしょうか。

電柱の地中化は予定していません。例え地中化したとしても、変圧器を道路上に設置する必要があり、6m程度の幅員では地中化による効果が得られるとは限りません。そのため、電柱は通常の道路整備と同様に、道路の端に設置することになります。

水道タンク前の道路は、水道タンク側に歩道空間として2m拡幅し、幅員6mに整備するとのことですが、どうして建築基準法上は幅員4mの道路となるのですか。

拡幅する水道タンクの敷地には、給水所の施設として重要な管が埋設されているため、その管の上部を常時車が通行できるようにすることは難しいです。そのため、建築基準法上の道路は幅員4mとし、拡幅する水道タンクの敷地2mの部分は歩道として、整備します。

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp



大谷ロー丁目周辺地区

不燃化特区

互版

主要生活道路沿道に
土地や建物をお持ちのみなさんへ

平成27年12月

主要生活道路沿道
ミニニュース⑤

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

主要生活道路（Ⅱ期地区）の拡幅線形が決定しました

日頃から、大谷口のまちづくりにご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成27年12月10（木）、主要生活道路（Ⅱ期地区）沿道に土地や建物をお持ちの方を対象とした、『主要生活道路（Ⅱ期地区）拡幅線形 説明会』を開催しました。

説明会では、決定した拡幅道路線形についてご説明するとともに、道路整備に向けた今後の事業スケジュールなどについてもご案内いたしました。

Ⅱ期地区の拡幅道路線形の概要については、見開き面をご覧ください。

今後は、平成28年度に測量調査を実施し、道路認定に関する手続きを進めていきます。手続き等につきましては、その都度沿道のみなさんにご説明の上、進めてまいります。



説明会当日の様子

主要生活道路（Ⅱ期地区）の拡幅道路線形の概要

